

竹原市ファミリー・サポート・センター
第2回ステップアップ講座

5年に一度、
救急救命講習の
受講が必要です

AED

～救急救命法～

令和6年7月9日（火）10:00～12:00

保健センター2階 会議室

※駐車場は市の駐車場をご利用ください

参加
無料

日本赤十字社 幼児安全指導員

「子どもの病気の予防と手当 救急について」



AEDとは自動体外式除細動器のことをいいます。

A: Automated (自動化された)

E: External (体外式の)

D: Defibrillator (除細動器) です。

誰でも使えます

AEDは胸部に電極パッドを貼り、電極ボタンを押せば、あとは音声ガイダンスの指示に従うだけ！難しく考えず、まずはこういったものなのかを知るために体験してみましょう。



申し込み 竹原市ファミリーサポートセンター 電話 22-2304

(託児もしますので、申し込み時に託児の有無をお知らせください)